定　款

第1章　総則

（名称）
第1条　当法人は、一般財団法人 HAN 研究財団と称する。
2　英文では、Human-services Action for the Next-innovation Research Foundation（略称 HAN Research Foundation）と表記する。

（主たる事務所）
第2条　当法人は、主たる事務所を山口県下関市王司上町一丁目8番18号に置く。
2　当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

（目的及び事業）
第3条　当法人は、ヒューマンサービスに関する科学的な研究・実践活動を通じ、日本を始め世界を見据えたヒューマンサービス分野の進歩・発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
（1）ヒューマンサービス分野に関する評価尺度及びソリューションとしてのプログラムの研究開発及び普及
（2）当法人において研究上得られたデータの保護及び管理、運用
（3）当法人の研究上開発された ICT（Information and Communication Technology）システムの管理及び運用
（4）ヒューマンサービス分野に関する人材育成や資格制度などの構築及び管理、運用
（5）当法人の発行する資格所有者への教育訓練
（6）国際共同資格制度などの推進
（7）ヒューマンサービス分野に関するコンサルティング
（8）出版物の発行
（9）ヒューマンサービス分野に関する学術大会や研修会、講習会、セミナー等の企画・開催
（10）ヒューマンサービス分野に関する政策提言、国際協力活動、研究助成、奨学事業など
（11）ヒューマンサービス分野に関する国際共同研究、産学共同研究、官学共同研究の推進
（12）ヒューマンサービス分野に関する用具・機器の研究開発及び普及
（13）研究所や地方支部の設置及び運営
（14）第3条第1項の各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
2　前項の事業は、本邦及び国外で行うものとする。

（公告の方法）
第4条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　財産及び会計

（設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額）
第5条　設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。
　住　所　※個人情報のため省略
　設立者　韓　昌完
　拠出財産及びその価額　現金　300万円

（事業年度）
第6条　当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）
第7条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第3章　評議員及び評議員会

第1節　評議員

（評議員）
第8条　当法人に、評議員3名を置く。

（選任及び解任）
第9条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

（任期）
第10条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）
第１１条　評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節　評議員会

（権限）
第１２条　評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

（開催）
第１３条　定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（議長）
第１４条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

（決議）
第１５条　評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。
２　一般法人法第１８９条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（評議員会の決議の省略）
第１６条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告の省略）
第１７条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第18条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章　役員及び理事会

第1節　役員

（役員）
第19条　当法人に、次の役員を置く。
（1）理事　3名以上
（2）監事　1名
2　理事のうち1名を代表理事とする。

（選任等）
第20条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（任期）
第21条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
2　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
3　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）
第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。
2　代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
3　前項に掲げる理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（解任）
第24条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）
第25条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節　理事会

（権限）
第26条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（1）業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）代表理事の選定及び解職
2　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（1）重要な財産の処分及び譲受け
（2）多額の借財
（3）重要な使用人の選任及び解任
（4）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
（5）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
（6）一般法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第111条第1項の責任の免除

（招集）
第27条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2　理事会の招集通知は、理事会の日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第２８条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）
第２９条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第３０条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）
第３１条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第１９７条において準用する同法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）
第３２条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第５章　定款の変更

（定款の変更）
第３３条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。
２　前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

第6章 附 則

（設立時の評議員）

第34条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員　亀田博　小原功三　米水順子

（設立時の役員）

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　韓昌完　井川典子　岡田崇　岡田直美　小原愛子　權偕珍
澤田拓子　高橋由紀　深松隆　松島樹里　和田健資

設立時代表理事　韓昌完

設立時監事　土橋秀臣

（最初の事業年度）

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

（法令の準拠）

第37条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。